

生駒市地区集会所補助金について

〔内 容〕

生駒市地区集会所補助金は、地区集会所の新築、増築、改築又は改修及び太陽光発電システム設置工事に対して補助金を交付し、地区住民の自治会活動を奨励するために市が補助するものです。

〔補助対象〕

自治会活動を行うための主たる地区集会所が対象となります。

※ 別紙「注意事項」の内容をご確認ください。

〔補助金額〕

現行の補助内容は次の表のとおりです。

新築の場合	建築単価（20万円／㎡）に地区集会所の延べ面積を乗じて得た額又は実際に要した工事総額（設計委託費及び外構工事費（植栽工事は除く。）を含む）のいずれか低い額に10分の5を乗じて得た額 (ただし、延べ面積に制限あり)
増築又は改築の場合	建築単価（20万円／㎡）に増築又は改築部分の延べ面積を乗じて得た額又は実際に要した工事総額（設計委託費及び外構工事費（植栽工事は除く。）を含む）のいずれか低い額に10分の4を乗じて得た額 <u>(ただし、工事総額が10万円以上に限る)</u>
改修の場合	市長が認める工事総額に10分の4を乗じて得た額 <u>(ただし、工事総額が10万円以上に限る)</u>
太陽光発電システム設置の場合	市長が認める工事総額に10分の3を乗じて得た額 ただし、100万円を限度とする。 <u>(ただし、工事総額が10万円以上に限る)</u>

【 注 意 事 項 】

1. 補助の対象外について

新築後 10 年を経過していない集会所については、増築、改築、改修の補助は適用されません。また、補助を受けて増築、改築、改修をした集会所において、新築、増築、同一箇所の改築・改修をする場合、補助を受けた後 10 年を経過していなければ補助は適用されません。

また、新たに太陽光発電システムを設置する場合についても、補助を受けた後 10 年を経過していなければ補助は適用されません。

2. 太陽光発電システム設置について

地区集会所の屋根等への設置に適した配電線と逆潮流システムで連系するシステムで、次の条件を満たすものです。

- ①未使用品のものであること（中古品は対象外）
- ②太陽電池の最大出力が 2kw 以上 10kw 未満のものであること

3. 事前着工の禁止

新築、増築、改築又は改修工事及び太陽光発電システム設置工事の事業の実施については、計画書を提出した翌年度の 4 月 1 日以降、地域コミュニティ推進課から予算措置が行われた旨の通知を送付しますので、その通知が届いた後に補助金の交付申請手続をしていただき、市の補助金交付決定を受けた後に施工をお願いします。

事前着工されますと事業の補助ができませんのでご注意ください。